

○新型コロナウイルス対応の見直し（案）

令和5年3月2日

マスク着用に関する考え方が見直されたことに鑑み、令和5年3月13日から
当面の間、会議における感染対策を以下のとおりとする。

- 1 全議員が出席する会議（本会議を除く）を全員協議会室での開催とする。
- 2 議場等での質疑、答弁の場所は原則どおりとする。
（本会議での自席答弁など）
- 3 本会議は次の議事への準備やトイレ等のため、概ね1時間に1回の休憩を取る。
- 4 委員会室、全員協議会室等の会議は、概ね1時間に1回の換気休憩を取る。
- 5 会議等に支障のない範囲で、扉や窓を開放する。
- ~~6 アクリル板（飛沫防止シールド）は設置したままとする。~~
- ~~7~~ 6 マスクの着脱は、個人の判断とする。